

## 滋賀医科大学から単位互換制度における 履修申請時の必要書類に関するお知らせ

本学では、平成26年4月1日以降4週間以上（実日数20日未満は除く）の受け入れを行う研究生、研究等指導学生、特別聴講学生等については感染症抗体検査（血液検査）を受検し、その結果が本学の定める基準値を満たさない場合は、来学1ヶ月前までに必要なワクチン接種を行ったことを確認した上で、授業等の履修を許可することになりました。

具体的には、環びわの単位互換制度により来学する他大学の学生（本学では「特別聴講学生」としています。）も該当し、事前に①派遣元の大学の健康診断書の写し、②感染症抗体検査（血液検査）を取り寄せていただき、必要に応じ③ワクチン接種を行っていただく必要があります。

ただし、履修希望が1科目であれば、實際上13コマ～14コマ程度の授業であることから、この場合は20日未満として感染症抗体検査（血液検査）の対象外とすることとし、申請時に所属大学における直近の健康診断書（新入生は春の健康診断受検後）のみ提出していただければ結構です。

このため、例えば後期において2科目以上を履修希望される場合は、前述の感染症抗体検査（血液検査）が必要となりますので、詳細につきましては、滋賀医科大学学生課学生企画係（077-548-3597）までお問い合わせください。